

【研究ノート】

古代日本における魏徴『時務策』の受容と変容

——「魏徴時務策」木簡を手がかりにして

葛 継 勇

はじめに

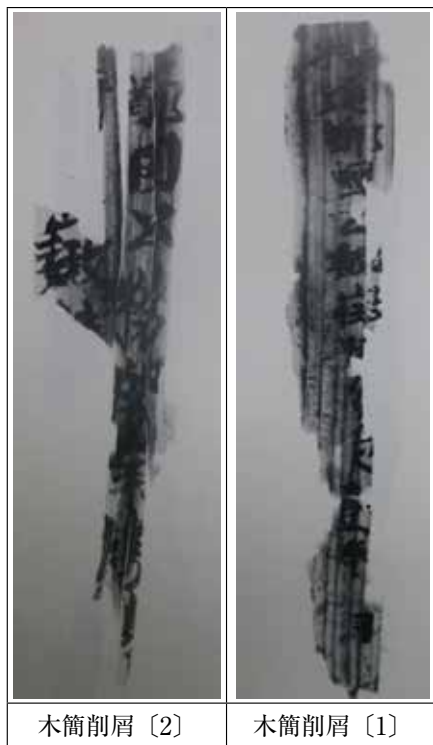
一九七三年九月から十一月にかけて、福岡県太宰府市の大宰府史跡で第二十六回の発掘調査が行われ、推定される大宰府政庁正殿跡の東北側に合計九三〇点の木簡が発見された。これらの木簡は奈良時代中後期に作られ、官衙施設の整備と関連していると推定される。^{注1}

周知のように、律令国家体制の成立に伴って整備・拡充され、七世紀後半に設置された大宰府は、西海道諸国・島々に対する総管府として、また対外交渉における門戸として内外両面にわたる機能を果たしたと思われる。これらの木簡の出土は、現存資料が乏しい大宰府研究において、極めて重要である。

この九三〇点の木簡の内、八八七点の一つの土坑から出土した。その中で、一字以上判読もしくは推読できるものは一六〇点だけである。

なかでも、最も注目される木簡は、「魏徴時務策」木簡の削り屑二点である（下図〔1〕〔2〕）。図〔1〕には「特進鄭国公魏徴時務策壹卷 閏」とあり、図〔2〕は今まで「鄭国公務務□勝 魏」と釈読されるが、「魏」字の書き方は「委」の右に「攷」字だから、「魏徴」二字と釈読すべきであろう。また「徴」字の下は残画から「時」字の可能性がある。つまり、図〔2〕は「鄭国公務務□勝 魏徴時」などの文字が書かれている。図〔1〕の文字を参考にすれば、もともと図〔2〕は「鄭国公魏徴時務策」などの文字を書こうとしたものである。新唐書の魏徴伝によると、魏徴は唐の太宗に鄭国公という勳官・特進という散官を授けられ、貞観十七年（六四三）に亡くなった後も文貞という諡号を贈られた人物である。したがって、この「特進鄭国公魏徴」は唐の太宗時代に活躍した大臣魏徴であるに違いない。

また、魏徴が亡くなった二十一年後の麟徳元年（六六四）に



成立した『広弘明集』卷六「辯惑篇」には「唐特進鄭公魏徵策」とあり、『新唐書』卷六十芸文志には「魏徵『時務策』五卷」と記されているため、「魏徵時務策」とは魏徵によって書かれた『時務策』だと確認できる。

「魏徵時務策」木簡の削り屑とともに出土した木簡からは、「共山川而同險」、「非可以一理推」など何かの文章からの抜き書と推定されるものが数点検出されている。これらの文字は魏徵『時務策』の一部だと思われる。よって、この「魏徵時務策」木簡の削り屑二点は習書のためではなく、^(注2)魏徵『時務策』の内容が書かれた典籍木簡であろう。^(注3)

今まで「魏徵時務策」木簡を検討する論稿は、木簡出土三年後の一九七六年に初出の東野治之氏「大宰府出土木簡に見える

「魏徵時務策」考」^(注1)しかない。東野氏は魏徵『時務策』の逸文・性格などについて詳細な研究を行い、大きな成果を収めている。だが、魏徵『時務策』の構成・性格および日本伝来については、まだ検討の余地が残っていると思う。本稿では、先行研究を参照しながら、古代日本における魏徵『時務策』の受容と「変容」を論じてみたい。

一、魏徵『時務策』の巻数と構成

まず、『魏徵時務策』の巻数・構成について検討してみたい。魏徵の述作には、『新唐書』卷五十七「芸文志」には魏徵『次礼記』（即ち『類礼』）二十卷、卷五十八には魏徵『自古諸侯王善惡録』二卷・『祥瑞録』十卷・『列女伝略』七卷、卷五十九には魏徵『諫事』五卷・『羣書治要』五十卷、卷六十には『魏徵集』二十卷・『時務策』五卷がそれぞれ記されている。『諫事』と『時務策』について、宋の王応麟撰『玉海』卷六一芸文志の「唐魏徵『諫事』『諫録』『時務策』」条には以下のように記されている。

志雑家・魏徵『諫事』五卷。〈旧志同〉別集・『徵集』二十卷。又『時務策』五卷。〈書目、『時務策』一卷、凡答問百篇〉。

「志雑家・魏徵『諫事』五卷」とは、『新唐書』卷五十九「芸文志」儒家類に見られる魏徵『諫事』五卷を意味する。「旧志同」とは、『旧唐書』卷四十七「経籍志」雑家類に記される『諫事』五卷（魏徵撰）を指すものである。よって、『諫事』五卷は魏徵本人が撰したものである。『旧唐書』卷七十一魏徵伝には「徵又自録前後諫諍言辭往復、以示史官起居郎褚遂良。」とあることから、確かに魏徵は自身「諫諍言辭」を録したことがある。

また、『時務策』の註記にある「書目」とは『中興書目』（『中興館閣書目』）である。よって、魏徵『時務策』は一巻本と五巻本との二種類があることになる。『宋史』卷二〇五芸文志の「別集類」には「魏文正公『時務策』五卷」、宋の王堯臣『崇文総目』卷十二「別集」には「魏文正公時務策』五卷」が記されている。「魏文正公」とは魏徵のこと、「正」字は宋仁宗趙禎の避諱のため「貞」を改めたのである。『宋史』卷二〇五芸文志「子部雑家類」にも「魏徵『時物（務の誤り）策』一巻」とあり、『通志』卷七十芸文略「策」に「魏鄭公『時務策』一巻」とある。^{注5}大宰府史跡で出土した「特進鄭国公魏徵時務策壹巻」はこの一巻本であろう。

さらに、藤原師通（一〇六二〜一〇九九）『後二条師通記』の「寛治五年（一〇九二）七月」条に、

十四日辛未、晴。自殿下（師美）以有信（藤原）朝臣御堂（道長）御書『時務策（策）』三卷（注不見）、『抱樸子』七卷、『詞林』十卷（詩）所借給也。

とあり、^{注6}藤原師通は父親の藤原師実から藤原道長の書写した『時務策』三巻を借りたとされる。東野治之氏が指摘したように、この「時務策」は魏徵『時務策』のことである。^{注7}

また同書「寛治六年十二月二十九日」条に、

廿九日丁丑、晴。（中略）昨日、『琵琶譜』十巻返上已畢。又『儀礼注』、『時務策』二巻所下給也。

とあり、^{注8}翌年十二月にまた『時務策』二巻を借りた。おそらく同じく「注不見」の二巻であろう。つまり、藤原師通は併せて「注不見」の『時務策』五巻を借りたのである。「注不見」の注からみれば、藤原道長の書写した『時務策』は「注」のない本だったことが分かる。つまり、もともと注があったにもかかわらず、藤原道長が書写した際、注を省略したのであるう。

さらに、鎌倉時代初期の僧覚明（生没年未詳）『白氏新楽府略意』巻上には「『時務策』注云」とあり、『和漢朗詠集私注』巻一春部柳に「『時務策』注云」とある。このうちの「時務

策」は魏徵『時務策』のことを指すこと(注9)から、鎌倉時代初期に至って、注がある魏徵『時務策』が存在したことがわかる。

おそらく、魏徵『時務策』の一卷本は無注本で、五巻本は有注本(注10)であろう。これは杜嗣先『兔園策府』（『兔園策』）の場合と同じであろう。龍朔元年（六六一）～乾封元年（六六六）に成立した『兔園策府』はもと十巻であるが、後に注を書き入れて三十巻になった文例集である。(注11)

前述の『玉海』巻六一芸文志には「『時務策』一卷、凡答問百篇」とあり、魏徵『時務策』は「答」と「問」からなり、総計百篇あることが分かる。また、唐の僧道宣『広弘明集』巻六「辯惑篇」第二の二「叙列代王臣滯惑解」条には、

唐特進鄭公魏徵策、有百条。其一条曰、問…「経佛興行、早晚得失。」答…「珠星夜隕、佛生於周辰、白馬朝来、法興於漢世。故唐堯・虞舜、靡得詳焉。孔子・周公、安能述也。然則法王自在、变化無窮、納須彌於芥子之中、覆日月于蓮華之下。法雲惠雨、明珠宝船、出諸子於火宅、濟群生於苦海。擘得砥、則截骨而断筋。車得膏、則馬利而輪疾。誠須精心回向、潔志帰依。宜信伝毅之言、無従蔡謨之儀。」唐特進鄭公魏徵の策、百条有り。其の一条に曰く、問ふ…「経佛の興行、早晚得るか失うか。」答ふ…「珠星夜隕ち、佛は周辰に生まれ、白馬朝に來たり、法は漢世に興る。故

唐堯・虞舜は、詳にすること得ず。孔子・周公も、いづくんぞ能く述べむ。然れば則ち法王自在、变化無窮、須彌を芥子の中に納め、日月を蓮華の下に覆ふ。法雲惠雨、明珠宝船、諸子を火宅より出だし、群生を苦海より濟ふ。擘の砥を得れば、則ち骨を截りて筋を断つ。車の膏を得れば、則ち馬利くして輪疾し。誠に須らく心を精くして回向し、志を潔くして帰依すべし。宜しく伝毅の言を信じ、蔡謨の儀に従ふこと無かれと。」

とある。うちの「唐特進鄭公魏徵策」とは魏徵『時務策』のことである。これによれば、魏徵『時務策』は百条（篇）あり、問答の形式で、典拠を引用・駆使する四六駢麗の美文体である。

上述の引用文は仏教への認識に関する対策文である。現在では、魏徵『時務策』の全体の論旨を知ることができないが、「佛法」および「孝子順孫・義夫節婦」「廉潔・貪欲」「遊学」「貧苦」「善人・忠臣」「隱士」「祥瑞」など関連の対策文からなるのであろう。

このような構成は、敦煌文書として残巻が現存する対策文集『羸金』（p. 二五三七、p. 三三六三）と似ている。李若立『羸金』は五巻で、毎巻二十篇、併せて百篇からなり、夾注がある。そして、現存の内容は、巻一には帝徳篇・東都篇・功臣

良將篇・忠諫篇など、卷二には隱逸篇・明德篇・仁孝篇・父母篇など、卷三には弘法篇・南蛮篇・北蕃篇・元戎篇・盜賊篇などがある。^(注12) ちなみに、大日奉首名が慶雲四年（七〇七）九月に作った対策文には「立身之道、既頭之『屑玉』。対策之理、又表之『籟金』」（『経国集』卷二十所収）とあり、『籟金』も日本によく知られたことが分かる。第八回の遣唐使は慶雲元年に唐から帰国したことから、『籟金』は慶雲元年以前に成立したのである。すなわち、魏徵『時務策』とはほぼ同時代に成立したはずである。^(注13)

ところで、東野治之氏は、『時務策』全部の内容は魏徵が著したものであるが、魏徵の官歴から彼は時務策の出題者ないし解答者となることはほとんど考え難いので、後世の人に収集された「魏徵の著した時務策例文集」と見なすべきだと指摘した。^(注14)

たしかに、前述のような崇仏の内容からも、魏徵が太宗に仕えた後に撰文したものはなろう。しかし、この策問は、武徳年間に起こった傳奕と法琳との仏・道論争に関わると思われる。皇太子（皇儲）の李建成は僧法琳撰『破邪論』を奏上し、廢仏論に批判的な立場を取って、仏教を周孔の儒術と莊老の玄風に同一視し帰依すべきだと主張している（『唐護法沙門法琳別傳』卷上）。この主張は上述の対策文の主旨と同調していると考えられる。

次に、『新唐書』卷六十芸文志「別集類」には、「魏徵時務策五卷」七字の前に「盧鋌武『成王廟十哲讚』一卷、李靖『霸国箴』一卷」、後ろに「郭元振『安邦策』一卷、劉蕡『策』一卷、王勃『舟中纂序』五卷」と記されていることから、「魏徵時務策五卷」とは魏徵が撰した『時務策』五卷のことを意味するはずである。

さらに、『旧唐書』卷一八九上の儒学伝には「(武徳)三年、太宗討平東夏、海内無事、乃銳意経籍。於秦府開文学館、广引文学之士」とあり、同卷の欧陽詢伝に「武徳七年、詔与裴矩・陳叔達撰『芸文類聚』一百卷奏之」とあるように、武徳年間、秦王の李世民が広く文人を集め文学館を開き、また『芸文類聚』一百卷などの編纂事業が行われたことから、太子としての李建成が太平の世の到来を想定しており、魏徵らの文人を集めて彼らに『時務策』のような書物を編撰させたことはあり得るだろう。つまり、魏徵は隋末唐初、特に皇太子李建成の幕僚時代に、『時務策』を撰文したと考えられる。

二、魏徵『時務策』の日本伝来とその佚文

残念なことに、魏徵『時務策』が早く散逸し、上述の『広弘明集』に引用される佚文以外には、長く知られていなかった。

幸いなことに、魏徵『時務策』は日本に伝わった後、日本の

文献に引用されている。『魏徵時務策』の佚文は、東野治之氏によって収集され、以下のように見られる。

- (1) 『時務策』曰…清若氷霜、令宋人而退玉。貪如谿壑、謁鄭伯而求環。(覺明『三教指帰注』(上卷之中))
- (2) 『時務策』曰…扁鵲換心、華他洗胃。(覺明『三教指帰注』(上卷之下)、『性靈集略注』卷下)
- (3) 『時務策』云…邴原尋師、躡履涉於千里。(覺明『三教指帰注』卷中)
- (4) 『魏徵策』云…躡涉千里、景鸞願學負笈曆七州。(『性靈集略注』卷上)
- (5) 『魏征時務策』曰…貧人既偷徭役、比屋飢寒、蔬食少於二旬。(覺明『三教指帰注』(下卷之上))
- (6) 『時務策』曰…燕石之疑荆宝、魚目之乱随珠。(『性靈集略注』卷上、『性靈集聞書』冊四)
- (7) 鯁生者、蘇生義也。『時務策』見。(『性靈集略注』卷下)
- (8) 『時務策』云…西鷄東鰈、北黍南夷云云。(『性靈集略注』卷下)
- (9) 『時務策』云…西鷄東鰈文。(『性靈集聞書』冊八)
- (10) 『時務策』云…虞舜致化、徳在八元、周武興邦、功由十乱云云。(『性靈集聞書』冊一)

- (11) 『時務策』云…黛風遠扇明德馨云云。(『性靈集聞書』冊四)
- (12) 『時務策』云…万国来朝、百蛮入貢云云。(『性靈集聞書』冊五)
- (13) 鼓篋者、京鸞願學、負笈曆七州云事也。躡履者、邴原云者、躡履涉千里云事也；京鸞・邴原兩人、事『魏徵策』見。(『性靈集聞書』冊五)
- (14) 『時務策』注云…羽翼之属三百六名、鳳為之長。(『白氏新樂府略意』卷上)
- (15) 『時務策』云…周得白狼瑞、刻玉于高嶺。漢得黃龍瑞、雕石於太山。(『和漢朗詠集注』卷三、秋部鹿)
- (16) 『時務策』云…陶潛字淵明、隱彭沢、門下殖五株柳、會飲於其下。時人号曰…五柳先生。(『和漢朗詠集私注』卷一、春部梅)
- (17) 『時務策』注云…嵇康、字は叔夜、家植五株柳、又時人曰…五柳先生。(『和漢朗詠集私注』卷一、春部柳)
- ほかに、『三教指帰』の最も古い注釈本である敦光『三教勘注抄』などの文献には、『時務策』の逸文が以下のように見られる。

- (ア) 『時務策』曰…清若氷霜、令宋人而退玉。貪如谿壑、謁

鄭伯而求環。(藤原敦光『三教勘注抄』卷第一)^(注15)

(イ)『時務策』曰…扁鵲換心、華他洗胃。(藤原敦光『三教勘注抄』卷第二)(注16)

(ウ)『時務策』云…邴原字根雉、北海朱虚人也。尋師躡履涉於千里。(作者未詳『三教指帰注』(承久本)卷中)^(注17)

(エ)『魏徴策』曰…貧人既偷徭役、小屋飢寒、蔬食少於二旬云々。(作者未詳『三教指帰注』(承久本)卷下)^(注18)

(オ)『魏徴策』曰扁鵲換心(作者未詳『三教指帰注抄』(延応本)卷上)^(注19)

うちには、『三教勘注抄』は藤原敦光(一〇六三～一一四四)、『三教指帰注』『和漢朗詠集私注』、『白氏新樂府略意』は僧覚明(?～一二四二)の著作であり、『和漢朗詠集注』は僧永濟(鎌倉時代の人?)、『性靈集略注』は僧真辯(?～一二六一)にそれぞれ編纂されたものである。よって、魏徴『時務策』は鎌倉時代の知識人たちに愛読されているであろう。

藤原敦光は、文人・儒学者藤原明衡の子で、官吏登用の対策に及第して、大内記・文章博士・大学頭・式部大輔を歴任して、漢文を書く能力によって認められ、堀河天皇・鳥羽天皇・崇徳天皇の三代に侍読として仕えた平安時代後期の有名な文人・儒学者である。僧覚明も藤原一族の出身で、勸学院で儒学を学び、「進士」(即ち文章生)と呼ばれ、後に出家して、源義

仲の右筆となった人物である。

(ア)と(1)と、(イ)と(2)とは、それぞれ同じ内容である。僧覚明『三教指帰注』は藤原敦光『三教勘注抄』を参考にした可能性がある。残念なことに、『三教勘注抄』は巻一と巻二しか現存していないので、確認することができない。

その一方、僧真辯は、『野峰名徳伝』(『大日本仏教全書』巻一〇六所収)によれば、高野山の八傑の一人で、高野山の檢校に補されたことがある。「編著之書、学者往々照焉」と称えられることから分かるように、もともと儒学を学んでいた人で、『性靈集略注』などを著し、文学的才能に長けた人物であった。『性靈集聞書』の著者は未詳であるが、僧真辯『性靈集略注』を参考にしたと思われる。だが、上述の(10)(11)(12)(13)などの『性靈集聞書』に収録された逸文は『性靈集略注』に見えないので、直接魏徴『時務策』の引用を行ったのであろう。魏徴『時務策』が日本でいつまで存在したかは断定できないが、『性靈集聞書』は正平十六年(一二三六)に成立したことから、^(注20)室町時代初期まで伝存していたと推定できる。

魏徴『時務策』の逸文は『令集解』にも見える。まず、巻十二「考課令」の「進士」条に引用した『古記』には、

案魏徴『時務策』、問…郷邑何因無孝子・順孫・義夫・節婦。」答…九族之説、著在虞書。六順之言、顯于魯冊。故

義夫彰於郤缺、節婦美于恭姜。孝子則曾參之徒、順孫則伯禽之輩。自茲已降、往往間出。石奮父子慈孝著名、姜肱兄弟恩義顯譽。当今天地合德、日月齊明、万国会同、八表清謐。然上之化下、下之必從。若影逐標、如水隨器。但能導之以德、齊之以礼。教之以義、懷之以仁。則孝子・順孫、同閭如市。義夫・節婦、連袂成帷。蕩蕩之化可期、魏魏之風斯在。」

魏徵『時務策』を案ずるに、問ふ…「卿邑に何に因りてか孝子・順孫・義夫・節婦無きと。」答ふ…「九族の説、虞書に著在く。六順の言、魯冊に顕はる。故義夫は郤缺に彰かに、節婦は恭姜に美し。孝子は則ち曾參の徒、順孫は則ち伯禽の輩なり。茲より已降、往往間出す。石奮父子、慈孝に名を著はし、姜肱兄弟、恩義に誉を顕はす。当今天地徳を合はせ、日月明を齊しくし、万国会同し、八表清謐なり。然れば上は下を化し、下は必ず従ふ。影の標を逐ふが若く、水の器に随ふが如し。但能く之を導くに徳を以ちてし、之を齊ふるに礼を以てす。之を教ふるに義を以ちてし、之を懐くるに仁を以てす。則ち孝子・順孫、閭を同じくして市の如く、義夫・節婦、袂を連ねて帷を成さむ。蕩蕩の化期す可く、魏魏の風斯に在らむと。」

とあり、魏徵『時務策』の孝子順孫義夫節婦に関する部分が引

用されている。

また同書卷十三「賦役令」の「孝子順孫」条に所引の『古記』にも見られる。すなわち、

桑案・魏徵『時務策』云、「義夫彰於郤郤缺、節婦美于恭姜。孝子則曾參之徒、順孫則伯禽之輩。」

とあり、上述の『古記』の所収内容の一部である。

『古記』は『大宝令』の注釈本であり、天平十年（七三八）前後に成立したといわれる。^{〔注23〕}よって、少なくとも天平初年、魏徵『時務策』はすでに日本に伝来していたことが分かる。

ところで、『経国集』巻二十に収める「対策文」の中には、以下のようなものがある。

窃以啓蟄而效、明之魯策。立春迎氣、著在周篇。（天平三年、船沙彌麻呂対策）^{〔注24〕}

清靖之風斯在、邑熙之化可期。（天平三年、蔵伎美麻呂対策）^{〔注25〕}

この二つの対策文は、上述の『古記』に所収する魏徵『時務策』の以下の佚文に類似している。

九族之説、著在虞書。六順之言、顕于魯冊。……蕩蕩之化可期、魏魏之風斯在。

このなかの「明」と「顕」と、「冊」と「策」は意味が共通

し、また『虞書』と『周篇』も皆上古の典籍である。東野治之氏が指摘したように、船沙彌麻呂と蔵伎美麻呂は直接『魏徵時務策』に拠った可能性が濃厚である。^(注26)

また、船沙彌麻呂と蔵伎美麻呂の対策文は天平三年のものであるから、魏徵『時務策』はこの頃すでに日本に伝来したに違いない。おそらく養老年間または景雲年間に帰国した遣唐使によって将来されたのであろう。とすれば、天平年間に成立した『古記』に引用され、奈良時代中後期の木簡に現れたのは自然であろう。

三、古代日本における魏徵『時務策』の受容

上述の『古記』に引用される内容は、貢挙において課せられることになっていった時務策と関係がある。

貢挙について、『唐六典』巻四礼部尚書・侍郎条には以下のように記されている。

- (1) 凡明経先帖経、然後口試並答策。(中略) 開元二十
- 五敕。(中略) 並答時務策三道。
- (2) 凡進士先貼経、然後試雜文及策。(中略) 然後試雜
- 文兩道、時務策五条。

すなわち、時務策は進士科の受験者が提出すべきもので、五条の策問を与えてそれに対する政見を述べさせた。また開元二十五年(七三七)以降、明経科の受験者も時務策三道(一条)が課せられた。百条ある魏徵『時務策』はまさにこの貢挙試験のために編纂されたのであろう。

古代日本における時務策の使用について、養老選叙令の進士条に、

進士取明閑時務、并読『文選』『爾雅』者。
進士には明らかに時務を閑ひ、并せて『文選』『爾雅』読まむ者を取れ。

とあり、また養老考課令の進士条に、

凡進士、試時務策二条。帖所読、『文選』上秩七帖、『爾雅』三帖。其策文詞順序、義理慥当。
凡そ進士は、試みむこと、時務の策二条。帖して読まむ所は、『文選』の上秩に七帖、『爾雅』に三帖。其れ策の文詞順ひ序でて、義理慥かに当れらむ。

とあるように、唐と同じく貢挙において時務策が課せられていた。したがって、魏徵『時務策』が日本の大学で教科書として

用いられたのは、不自然ではない。おそらく唐において一般的に遍く学習されていた故に、遣唐留学生らにも親しまれて、日本に舶載将来され、大学の教科書として伝写読誦されたと考えられる。

藤原敦光は藤原式家の出身で官吏登用の対策に及第したことから、魏徵『時務策』のような対策文集を学習したのである。また、僧覚明も藤原一族の出身で、勸学院で勉強したことがある。勸学院は藤原一族の学生のために作られた寄宿舎として創建され、後に大学別曹として公認されたといわれる。この勸学院の学生は大学寮内に寄宿する学生と同等の資格で授業・試験を受けることができたのだから、ここに魏徵『時務策』などの典籍が所蔵されるのは自然であろう。

ところで、『経国集』巻二十には、以下のような対策文が記されている。

与山川而齐峙。(天平三年、白猪広成対策)^(注27)

不可以一致尋。(天平三年、蔵伎美麻呂対策)^(注28)

これらの対策文の語句は魏徵『時務策』の木簡とともに出土した以下の木簡に書かれた文字と類似している。

与山川而同隄。

非可以一理推。

先に述べたように、蔵伎美麻呂の対策文には魏徵『時務策』から引用された条文があるから、これらの木簡に書写した文字は

魏徵『時務策』の一部と見て良いであろう。^(注29) よって、蔵伎美麻呂・船沙彌麻呂のほかに、受験生としての白猪広成も魏徵『時務策』を熟読したことが分かる。

「魏徵時務策」木簡とともに出土した習書木簡に「書生」「書生鴨牧麻」などの文字が書かれている。これらの木簡は、大宰府所屬の下級官人・書生によって写されたものと思われる。また、「魏徵時務策」木簡二点は異筆なのであり、複数の「書生」によって書写されたと思われる。そして、これらの書生の身近に魏徵『時務策』があったことから、魏徵『時務策』などの漢籍は既に大宰府の書記あたりまで浸透していたことがわかる。^(注30) つまり、魏徵『時務策』などの漢籍は中央官司の人々だけではなく、地方の下級官吏までに使用されていたと言える。

ところで、『経国集』巻二十に収める「対策文」には、道守朝臣宮継が書いたものが二つある。そのうちの一つは、五行の調和を論じたものだが、そこには「然則巍巍之化、拳目応瞻、蕩蕩之風、企足可待(然れば則ち巍巍の化、目を挙げて応に瞻るべく、蕩蕩の風、足を企てて待つ可し)」とあり、「蕩蕩之化可期、魏魏之風斯在」という前述の魏徵『時務策』の逸文と類似している。また、もう一つの治平民富を論じた対策文には「故上行下化、類水如泥、所以紫变齐风、纓遷鄭俗」とあるが、これは魏徵『時務策』の逸文である「然上之化下、下之必從、若影逐標、如水随器」と同工異曲である。^(注31)

この二つの対策文は、文章生道守朝臣宮継が大学少允菅原清公の策問に答えて延暦二十年（八〇五）に提出したものである。結論に入る部分の字句・論法が酷似しているが、船沙彌麻呂と蔵伎美麻呂の対策文は一見して語句をいくつか書き換えるに留まったことが分かることに對して、道守朝臣宮継の対策文はより魏徴『時務策』を咀嚼して作られたものではないか。

また、空海の『三教指帰』（八二〇年代成立）、『性靈集』（八三〇年代成立）などの述作にも以下のように魏徴『時務策』が利用されている。^{〔注32〕}

『三教指帰』 水鏡氷霜之行盡滅、溪壑貪婪之情競熾（卷上） 曾無邠原千里之尋（卷中）	『魏徴時務策』 清若氷霜、令宋人而退玉。貪如溪壑、謁鄭伯而求環。 邠原尋師、躡履涉於千里。
『性靈集』 虞舜禹湯与桀紂、八元十乱将五臣（卷一）「入山興」 豈凶燕石魚目、謬当天簡（卷四） 「勅賜世説屏風書了献表」	『魏徴時務策』 虞舜致化、徳在八元。周武興邦、功由十乱。 燕石之疑荆宝、魚目之乱随珠。

上下の文章を比較すれば、この利用の仕方は船沙彌麻呂と蔵伎美麻呂の対策文より進化していることが窺われる。

言い換えれば、伝来の約百年後、空海による魏徴『時務策』の利用は、簡単な模倣からより工夫して自由に創作できる段階にまで進んできたと考えられる。平安初期における魏徴『時務策』のような中国典籍の受容は、模倣から創造へ進化し、漢風謳歌時代に到来したことを論じることができる好例であろう。

終わりに

以上のように、故事出典を豊富にふまえた美文を配列する魏徴『時務策』は類書的な性格を合わせ持ち、空海らに文章の手本として迎えられたのである。^{〔注33〕}

ただし、『令集解』卷二十二「考課令」の「進士」条には、「『釈』云、時務謂治国要道耳。（中略）『古記』云、時務謂當時可行時務是非也（『釈』に云ふ、時務は治国の要道を謂ふ。（中略）『古記』に云ふ、時務は時に當つて行なふべき時務の是非を謂ふなり）」とあり、梁劉勰撰『文心雕龍』卷五の議對条に「對策者、応詔陳政也（對策は詔に應じて政を陳べるなり）」とあるように、^{〔注34〕}魏徴『時務策』の「時務」とは對策文の一種で、国家政治に役立てるためのものである。したがって、魏徴『時務策』は政治の参考に資する目的で集成された雑家書であるが、後に貢挙試験の参考書として使用されたものであろう。^{〔注35〕}ただし、中国においては、類書における詩文作成の工具書として

の機能や特徴はあまり見られない。

その一方、日本において、魏徵『時務策』は当初、教科書としての性格を持って貢挙試験において使用されていたが、藤原道長・師通らに政治の参考書という本来の目的で使用されたのと同時に、空海・藤原敦光らがこれを利用したのは文章の手法という類書的な機能を目的としたものだったと考えられる。このように、本来の姿（政治の参考書）から教科書（貢挙試験の参考書）へ、また教科書（試験の参考書）から類書（工具書）へという「変容」も生じた事実を確認することで、当時の日本における知識獲得の実相の一面も見えてくるであろう。

なお、本稿では、中国国家社科基金項目（番号：16BSS001）、河南省哲学社会科学項目（番号：2015BZH005）、浙江省哲学社会科学基地重点項目（番号：15JDDY01Z）による研究成果の一部である。

注

（注1）倉住靖彦「大宰府史跡と木簡の出土」、『大宰府史跡出土木簡概報告（一）』、日本九州歴史資料館編、一九七六年三月。

（注2）辺晃宏「日本古代の習書木簡と下級役人の漢字教育」(高田時雄編『漢字文化三千年』、臨川書店、二〇〇九年)では、日本出土の典籍木簡はすべて習書木簡と扱われている。

（注3）木簡の分類について、佐藤信著『日本古代の宮都と木簡』（吉川弘文館、一九九七年）を参照されたい。

（注4）東野治之「大宰府出土木簡に見える『魏徵時務策』考」(東

野治之著『正倉院文書と木簡の研究』所収、塙書房、一九七七年。初出は一九七六年。

（注5）宋の尤袤『遂初堂書目』「儒家類」にも『魏鄭公時務策』の書名が記されるが、巻数は書かれていない。

（注6）『後二条師通記』、岩波書店、一九五七年、一三九頁。なかの「不見」二字は正文の内容と誤っている。また、大日本古記録本に拠れば、「策」の横に朱で「策」と修正されている。

（注7）東野治之前掲論文「大宰府出土木簡に見える『魏徵時務策』考」。

（注8）『後二条師通記』、岩波書店、一九五七年、三三三頁。

（注9）東野治之前掲論文「大宰府出土木簡に見える『魏徵時務策』考」。

（注10）東野治之氏と高明士氏は、一巻本は無注本で、五巻本は有注本であろうと推測しているが、詳細な考証を行わなかった。東野治之前掲論文「大宰府出土木簡に見える『魏徵時務策』考」、高明士「日本沒有実施過科挙嗎」(『玄奘人文学報』二〇〇四年第三期)。

（注11）葛継勇「兎園策府」の成立、性格及びその日本伝来」、『日本漢文学研究』第十号、二〇一五年。

（注12）王三慶(池田温訳)『類書』(『講座敦煌5 敦煌漢文文献』、大東出版社、一九九二年)、福田俊昭「敦煌出土の『竊金』と『無名類書』」(『東洋研究』第七十七卷、一九八六年。後に氏著『敦煌類書の研究』(日本大東文化大学東洋文化研究所、二〇〇三年)所収)、屈直敏「敦煌写本『竊金』系類書叙録及研究回顧」(『敦煌學輯刊』二〇一一年第一期)。

（注13）『竊金』の編撰時代は武周の万岁登封元年(六九六)から唐中宗神龍二年(七〇六)までだと言われる。鄭炳林、李強「唐李

若立『蠶金』編撰研究」(上、下)、『天水師範学院学报』二〇〇八年第六期、二〇〇九年第一期。

(注14) 東野治之前掲論文「大宰府出土木簡に見える「魏徴時務策」考」。

(注15) 『真言宗全書』第四十、真言宗全書刊行会、一九三五年、二十頁。

(注16) 同右書、三十一頁。

(注17) 同右書、七十四頁。

(注18) 同右書、八十四頁。

(注19) 同右書、一二四頁。

(注20) 山本真吾「慶応義塾図書館蔵「性霊集略注」出典攷——『類聚名義抄』からの引用を中心として」、『鎌倉時代語研究』第十四号、一九九一年。

(注21) 『新訂増補 令集解』、吉川弘文館、一九六六年、六四六～六四七頁。

(注22) 同右書、四一一頁。

(注23) 池田昌広『古記』所引『漢書』顔師古注について、『京都産業大学論集・人文科学系列』第四十七号、二〇一四年。

(注24) 『経国集』(日本古典全集本)、与謝野鉄寛ほか編纂校訂、日本古典全集刊行会、一九二五年、一九五頁。

(注25) 同右書、一九四頁。

(注26) 東野治之前掲論文「大宰府出土木簡に見える「魏徴時務策」考」。

(注27) 『経国集』(日本古典全集本)、与謝野鉄寛ほか編纂校訂、一九二頁。

(注28) 同右書、一九四頁。

(注29) 東野治之前掲論文「大宰府出土木簡に見える「魏徴時務策」

考」。

(注30) 同右。

(注31) 同右。

(注32) 日本古典文学大系本『三教指帰 性霊集』所収の「引用・関係文献目録」には魏徴『時務策』が見えない。渡辺照宏、宮坂宥勝校注『三教指帰 性霊集』、岩波書店、一九六五年、五五〇～五五一、五八六～五八八頁。

(注33) 東野治之前掲論文「大宰府出土木簡に見える「魏徴時務策」考」。

(注34) 『新訂増補 令集解』、吉川弘文館、一九六六年、六四六頁。

(注35) 大淵貴之「唐創業期の「類書」概念——『芸文類聚』と『群書治要』を手がかりとして——」、『中国文学論集』第三十五号、二〇〇六年)では、政治の参考に資する目的で集成された雑家書

としてのあり方そのものが第一に想定するものであり、類書における詩文作成の工具書としての機能や特徴は副次的なものであるとしている。

(追記：江藤茂博・町泉寿郎両教授の御厚意により、一月十九日に二松學舎大学文学部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業(略称SRE)にて「魏徴時務策」木簡に関する報告を行った。翌日、町教授の案内で、大学資料展示室で芳野金陵展を特別観覧した時、金陵が書写した「魏徴諫太宗十思疏」六軸が目に入った。これはまさに深い縁によったのであろう。ここに記して、町泉寿郎教授に感謝の意を表したい。)

(鄭州大学教授・国際日本文化研究センター外国人研究員)

